

国立大学法人大分大学通勤手当支給細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第16条第9項の規定に基づき、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定める。

第2条 給与規程第16条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居（出入口）と勤務箇所（出勤が確認される場所）との間を往復する行為をいう。

2 給与規程第16条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの細則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに給与規程第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める様式により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

第4条 学長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与規程第16条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

2 学長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を記録し、認定状況を把握するものとする。

(支給範囲の特例)

第5条 給与規程第16条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号の一に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると学長が認めるものとする。

(1) 住居又は事務所のいずれかの一が離島等にある職員

(2) 労働者災害補償保険法施行規則別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等以外の交通機関をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 給与規程第16条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等
通用期間が支給単位期間（給与規程第16条第6項に規定する支給単位期間をいう。以

下同じ。)である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 別に定める普通交通機関等 別に定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与規程第16条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給与規程第16条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 給与規程第16条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に掲げる額

(3) 給与規程第16条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

(交通の用具)

第10条 給与規程第16条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車、自転車又は原動機付自転車とする。ただし、国立大学法人大分大学の所有に属するものを除く。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第11条 給与規程第16条第3項の「通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもの」は、通常の通勤の経路及び方法による場合には事業所を異にする異動又は在勤する事務所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが次の各号に定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

(1) 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員

(2) 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる職員

ア 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員

イ 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らしてアに相当する程度に通勤が困難であると学長が認める職員

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第12条 給与規程第16条第3項の「別に定める基準」は、次に掲げるものとする。

- (1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮（乗換え時間を含む。）されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると学長が認めるものであること。

（新幹線鉄道に係る通勤手当の額の算出の基準）

第13条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与規程第16条第3項第1号に規定する特別料金の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価格」とあるのは「価格の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（任用の事情等を考慮する職員）

第14条 給与規程第16条第4項の「任用の事情等を考慮して別に定める職員」は、人事交流等により職員となった者のうち、当該異動の直前の勤務地と所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該異動前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが次の各号に定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

(1) 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員

(2) 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる職員

ア 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員

イ 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らしてアに相当する程度に通勤が困難であると学長が認める職員

2 前項の規定にかかわらず、人事交流等により地方公務員から引き続き職員となった者に係る基準は、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が40キロメートル以上であるものとする。

（権衡職員の範囲）

第14条の2 給与規程第16条第4項の「通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員」とは、次に掲げる職員とする。

(1) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣から職務に復帰した職員又は同条第4項に規定する交流採用をされた職員のうち、給与規程第16条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰又は交流採用の直前直後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が給与規程第16条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日

までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が給与規程第16条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

- (3) その他給与規程第16条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、その都度学長が定める。

(給与規程第16条第5項に規定する職員)

第15条 給与規程第16条第5項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 給与規程第16条第1項第1号又は第9条第2号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下である職員
- (2) 第9条第1号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額及び給与規程第16条第2項第2号に定める額の合計額が55,000円以下である職員
- (3) 第9条第3号に掲げる職員

(橋等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第16条 橋等に係る通勤手当の額の算出を行う区間は、島への交通に利用する橋等の区間及びそれに連続する区間での通常の運賃に加算される運賃を負担することとなるもの並びに当該橋等の利用に係る料金を負担することとなる区間とする。

- 2 第6条及び第7条の規定は、橋等に係る通勤手当の額の算出について準用する。
- 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与規程第16条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、「運賃等」とあるのは「特別運賃等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第17条 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第22条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給与規程第4条第1項に規定する俸給の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前に離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 給与規程第16条第6項の別に定める通勤手当は、次の各号に定める通勤手当とし、同項の別に定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与規程第16条第2項第1号に定める額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項第1号に定める額を負担しないものとした場合における同条第2項第1号に定める額。次項において同じ。)の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
 - (2) 職員が給与規程第16条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
 - (3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与規程第16条第3項第1号に規定する1か月当たりの特別料金等2分の1相当額(第18条第3項第1号において「1か月当たりの特別料金等の2分の1相当額」という。)の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第18条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与規程第16条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第19条 給与規程第16条第7項の別に定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与規程第16条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第15条の規定により休職にされ、同規則第57条の規定により育児休業をし、同規則第58条の規定により介護休業をし、交流派遣をされ、又は就業規則第64条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与規程第16条第7項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第9条第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び給与規程第16条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項について同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては0）

イ 第16条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び別に定める額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後

の月である場合にあっては0)

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与規程第16条第7項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1か月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1か月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)
- (2) 1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては0)
- イ 第16条第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び別に定める額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては0)
- 4 橋等に係る通勤手当に係る給与規程第16条第7項の別に定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る橋等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。
- 5 給与規程第16条第7項の規定により職員に前三項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第20条 給与規程第16条第8項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等 当該普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等においては、当該新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等若しくは橋等又は第8条第1項第3号の別に定める普通交通機関等 1か月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、定年退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他別に定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第21条 支給単位期間は、第17条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において就業規則第15条の規定により休職にされ、同規則第57条の規定により育児休業をし、同規則第58条の規定により介護休業をし、交流派遣をされ、又は同規則第64条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第22条 給与規程第16条第1項の職員が、出張、休職、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第23条 学長は、現に通勤手当の支給を受けている職員に対し、その者が給与規程第16条第1項の職員たる要件を具備しているか及び通勤手当の額が適正であるかについて、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認できるものとする。

(雑則)

第24条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 (平成16年細則第7号)

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 当分の間、給与規程第16条第1項第1号又は第3号に規定する職員の交通機関等に係る通勤手当の額の決定は、1箇月当たりの運賃等相当額(支給単位期間の通勤に要する交通機関等の運賃等相当額をそれぞれの支給単位期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。))とし、同規程第16条第6項、第7項又はこの細則第17条第1項並びに第19条から第21条までの規定にかかわらず、支給開始日の属する月から、毎月その決定額を支給日に支給するものとする。

附 則 (平成18年細則第38号)

この細則は、平成18年10月17日から施行する。

附 則 (平成22年細則第20号)

この細則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年細則第3号)

この細則は、平成29年1月24日から施行する。

附 則 (令和4年細則第25号)

この細則は、令和4年8月1日から施行する。